

平成 29 年度第 1 回群馬県総合教育会議 議事録

1 日 時 平成 29 年 11 月 10 日（金）13:30～15:00

2 出席者

<会議構成員>

大澤知事、笠原教育長、小池教育長職務代理者、藤原委員、平田委員、
青木委員（欠席：武居委員）

<事務局>

〔教育委員会事務局〕

北爪教育次長、小笠原教育次長、飯塚総務課長、上原学校人事課長、
鈴木義務教育課長、村山高校教育課長、上原特別支援教育課長、他 4 名

〔知事部局〕

津久井総務部長、横室総務課長、羽鳥学事法制課長、森平子育て・青少年課長、
小林障害政策課長、稲岡発達障害者支援センター所長、田中労働政策課長
他 4 名

3 議題

- (1) 特別支援教育について（発達障害児への支援や通級教室等）
- (2) 豊かな人間性の育成について（道徳教育やいじめ防止に関する教育）
- (3) 確かな学力の育成について（学力向上に関する施策）

【概 要】

1 開会

（司会）

定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年度第 1 回群馬県総合教育会議を開会します。

会議に先立ちまして、報道されております神奈川県座間市の事件において、犠牲者の一人に本県の高校生が含まれていることが判明いたしました。被害に遭われた生徒の御冥福をお祈りし、御出席の皆様で、黙祷を捧げたいと思います。皆様、御起立をお願いします。

黙祷。

おなおりください。御着席ください。

それでは、開会に当たりまして、主宰者であります大澤知事から御挨拶申し上げます。

2 挨拶

（大澤知事）

皆さん、こんにちは。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
教育委員の皆様におかれては、御多忙中のところ御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

先ほど、黙祷を捧げ、御冥福をお祈りいたしましたが、神奈川県座間市で 9 人の

遺体が発見された事件に関して、被害者の中に、県立高校の女子生徒が含まれていることが判明いたしました。大変痛ましい事件であり、御遺族の心痛をお察しすると余りあるものがあります。被害に遭われた生徒の御冥福をお祈りするとともに、御遺族をはじめ、関係者の皆様に対し、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

教育委員会には、今後も、御遺族のお気持ちに寄り添った対応を行うとともに、在校生や被害者と親しかった友人などのケアにも全力を尽くすようお願いを申し上げます。

また、今回の事件では、SNSの問題も指摘されていることから、教育委員会には、学校において、しっかりと生徒に、便利さの反面、危険も伴うことの指導が行われるよう、対応してほしいと考えております。

さて、この総合教育会議は、知事と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有することを目的といたしまして、平成27年度に設置したものであります。

昨年度の総合教育会議では、「ふるさとのよさを生かした特色ある教育活動」のほか、「障害がある子どもたちへの支援」や「子どもの貧困対策」について議論を行い、貴重な御意見をいただきました。

特に、特別支援学校高等部の整備につきましても、この会議での議論を踏まえまして、平成30年度に、未設置地域における高等部の開設という大きな方向性を示すことができました。来年4月の開校に向けて、現在、準備を進めているところであります。またその他、群馬の未来を担う子ども・若者の育成や、多様な人材の活躍応援に取り組み、群馬の未来創生を進めているところであります。

本日は、知事部局と教育委員会とがさらに連携・協力して、群馬の未来を支える人づくりに取り組んでいくための3つの具体的なテーマについて幅広く議論を行いたいと思いますので、忌憚のない御意見をよろしくお願い申し上げます。

(司会)

続きまして、教育委員会を代表して、笠原教育長から御挨拶をお願いいたします。

(笠原教育長)

教育委員会を代表いたしまして、御挨拶をさせていただきます。

まず知事には、大変お忙しい中、本日、総合教育会議ということで、知事と教育委員会との意見交換の場を設営していただきましたことを、改めて感謝申し上げます。

まずは、先ほどお話しがありましたように、神奈川県座間市での事件に関しまして、県立高校の生徒が被害にあったことが判明いたしました。無事を願って参りましたが、誠に痛恨の極みであります。被害に遭われた生徒の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族をはじめ、関係者の皆様に心からお悔やみ申し上げます。今後は、先ほど知事からもお話をいただきましたが、御遺族の気持ちに寄り添った対応を最優先に考え、また当該学校の生徒へのケアなどについても全力を尽くして参りたいと考えています。また、知事のお話の中にありましたように、今回はSNSを通じて、犯罪に巻き込まれたと報道されております。このSNSの対応につきましても、学校におきまして、保護者の御理解をいただきながら、こういった悲惨な事件に、二度と本県の児童生徒たちが、巻き込まれることがないように、対応を進めて参りたいと考えております。

さて、この総合教育会議におきましても、知事と教育委員会が十分な意思疎通を図りまして、地域の教育の課題やあるべき姿を共有することを目的とした会議と承

知しております。本日は、子どもたちの特別支援教育、豊かな人間性の育成、確かな学力の育成について、協議をお願いさせていただいております。

こうした課題に対しまして、施策の方向性等につきまして、大所高所から幅広く意見交換をさせていただき、教育委員会としても、今回の総合教育会議を契機とし、今後、さらに知事部局との連携、協力を深めまして、群馬の未来を支える人づくりに全力で取り組んで参りたいと考えております。本日は、よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。本日の出席者についてですが、武居教育委員におかれましては、身内に御不幸があったため、御欠席となっております。それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、大澤知事にお願いいたします。

3 議題

(1) 「特別支援教育について（発達障害児への支援や通級教室等）」

(大澤知事)

それでは、議長職を務めさせていただきます。皆様には議事の円滑な進行と活発な意見交換をよろしく願います。はじめに、次第の(1)「特別支援教育」について、発達障害者支援センターと特別支援教育課から説明をお願いします。

(特別支援教育課長)

特別支援教育の充実につきましては、冒頭の大澤知事からの話にありましたように、県立の特別支援学校高等部の未設置地域への開設や、高等特別支援学校の2校に、来年度から新たに医療的ケアの必要な生徒を受け入れることに取り組んでいるところです。本日は、多岐に渡る特別支援教育の課題の中から、発達障害等の児童生徒に関わることについて、説明をさせていただきます。

資料1に沿って説明させていただきます。まず、資料1の男の子の絵のところに、発達障害と3つの障害を示していますが、これらにつきまして、発達障害者支援センターの稲岡所長から説明をお願いしたいと思います。

(発達障害者支援センター所長)

主な発達障害の症状として、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害、学習障害というものがあります。自閉症スペクトラム障害は、人間関係やコミュニケーションの困難、相手の気持ちや行動の結果等を想像することの苦手さを、注意欠陥・多動性障害は不注意・多動性・衝動性を、学習障害は読み書き計算など一部の学習の困難さを主症状としています。

発達障害は脳の機能障害とされていて、今述べた症状は、その特性からくるものと考えられています。

例えば、耳から聞いた情報は聞きとりにくい、あるいは記憶されにくい。それから、細かい部分に着目しやすく、全体を見渡したり、計画的に見通しをもって行動することが苦手だったり、刺激に過敏に反応したりといった特性がみられたりします。

本人からすると、脳が感じたままに、あるいは判断したままに話したり、行動し

たりしているだけなのですが、外側から見ると、一人だけみんなから外れて集団行動を乱したり、見てほしいところを見てくれない、あるいは計画どおりに行動してくれないので、親や先生から叱られたりということが起きやすいのです。訳の分からぬまま怒られたり、自分は駄目な子、自分ではできないなどと思い込み、自信を持たずに、ストレスから頭痛や腹痛を起こしたり、人と会話をするのを避けたり、学校に行くのを渋ったり、といったことが起きます。

このようなことから、社会に出られなくなったり、引きこもりになったり、うつ病や社会不安症になったりと、2次的な精神的症状を併発することもあります。

一方、特性と言っても、マイナスのことばかりではありません。ルールを正しく守ったり、同じことを間違いなく続ける力や、目で見えて覚える力が人並み以上だったり、一つのことを深く探求することが得意であったり、音や臭いの違いにもすぐに気付いたり、さまざまな分野で功績を残している方々もいます。つまり、本人の得意な面、強みを活かしたり、苦手な面、弱みとされる部分をプラスと捉えられる環境に置くことで、社会に大きく貢献できる方々なのです。

もともとは脳の問題ですので、特性は訓練によって直るものではありませんので、特性は一生涯持ち続けます。しかし、本人の特性を丁寧に理解し、その特性に合った育児や保育、教育を行ったり、本人たちが理解しやすい環境を整えることで、特性が目立たなくなったり、本人の持っている特異な能力を活かすこともできます。そして、うつや不登校、引きこもり、自殺などの2次障害を予防することもできます。

発達障害の方が生きていくためには、人生の早期に行う特別支援教育が、非常に重要な役割を果たすと考えますし、保健、医療、福祉、労働などの関係機関との連携が、一番必要だと思っています。

(特別支援教育課長)

ただいま、稲岡所長から発達障害者についての説明がありましたが、発達障害等の子どもたちが、将来、職業的自立を果たしていくためには、資料の左の部分に課題として記述しましたが、学齢期以前、学齢期、学齢期以降と切れ目のない支援が必要です。

まず、課題Ⅰの学齢期以前として挙げましたが、早期発見、早期支援の開始が必要です。それぞれの子どもに合った適切な支援を行うことが、自己有用感を持っていろいろなことに取り組む姿を引き出していくこととなります。関係機関の主な支援等を緑の枠の中に示しました。

次に、課題Ⅱとして、学齢期で3点示しました。まず、通常の学級に在籍する発達障害の子どもたち一人ひとりの学びを保障する対応を提供するための体制の整備が必要であるということです。現状の通常学級の対応として、真ん中のピンクの部分の「通常学級で」の矢印の下に①として示したように、通常の学級担任を中心として、特性に配慮しながら工夫して指導をしている場合や、②で示したとおり、専門家による助言や各市町村の相談支援体制を活用しながら学級での指導を進める場合、③で示したように、特別支援教育支援員のように、専門的なスタッフを付けて、通常の学級で指導を進める場合などです。

次に真ん中の部分に、「通級指導を併用」の矢印の下に④として示しましたが、通常の学級での指導に加えて、小中学校では通級による指導も行われ、徐々にその数は多くなっています。平成28年度の小中学校の通級指導の利用者は2,774人で、そのうち小学生が2,633人、中学生が141人です。また自分の学校の中に通級指導教室があって通級する自校通級者が813人、自校にないために他校の通級指導教室

に通っている他校通級者が 1,961 人です。しかし、通級指導教室は、すべての市町村に設置されているわけではないため、県内どこにいても受けられる体制の整備という課題があります。また、平成 30 年 4 月から、高等学校における通級指導教室を開始できるように、現在、関係各課で連携して作業を進めていますが、現時点では、通級指導がないという課題もあります。

次に特別支援学級の矢印の下に、⑤で示したように、発達障害の児童生徒が自閉症、情緒の特別支援学級に多く在籍していることから、発達障害に関わる研修の実施などにより、特別な教育課程による指導の充実が大切になってきます。そのような課題に対しまして、主な支援等に示しましたが、県教育委員会の専門家チームの派遣、教育事務所の専門相談員、特別支援学校の専門アドバイザーの相談支援等のほか、関係各課の施策を示しました。

学齢期の課題を学びごとに示しましたが、資料 1 で大切なことの一つとして、右側に特別支援学校を示させていただきました。特別支援学校に在籍している児童生徒は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の 5 障害です。発達障害は示されていません。特別支援学校にも発達障害の子どもたちはいますが、その子どもたちは知的に遅れがある自閉症の子であったり、知的な遅れはないが 2 次障害として統合失調症などにより、病弱特別支援学校に在籍している子どもたちになります。知的の遅れがない、あるいは、2 次障害がない発達障害の児童生徒は、特別支援学校の対象ではないということになります。

最後に学齢期以降の課題として、地域で自立した生活を支える環境整備、相談支援体制の整備、働く力を引き出す支援の充実をあげ、関係機関の主な支援を示しました。

右下に若年無業者、いわゆるニート数の推移を示しました。このグラフには、35 から 39 歳も示されています。若年無業者は 34 歳までですので、平成 27 年度のニートの人数としては、内閣府は都道府県別の人数を公表していませんが、全体としての人数は 56 万人ということになります。詳しい人数としては、示されていませんが、この中には、早期から適切な支援を受けていれば、就労に結び付いた発達障害等の人も多くいると考えられます。早期からの支援、切れ目のない支援の必要性、そのための関係各課の一層の連携の必要性を確認させていただき、説明を終わります。

なお、資料 1 の次のページに参考としまして、発達障害についての県や教育委員会の課題、県教育委員会として取り組んでいる現状や成果、主な取組についての具体的な施策、これを示したものを添付させていただきました。

(大澤知事)

この参考資料は、簡単に説明はしないのですか。

(特別支援教育課長)

申し訳ありませんが、説明時間の関係で、省略させていただきます。

(大澤知事)

それでは、ただいま説明がありましたが、この議題について、御意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

(藤原委員)

それでは、特別支援教育について質問させていただきます。その前に、先ほどから話が出ていますが、今回の事件で亡くなられた生徒の御冥福をお祈りし、また御

遺族の方々にお悔やみ申し上げます。そして、知事の挨拶にありましたように、特別支援学校の高等部を整備いただき感謝いたします。

特別支援教育の中の高校の通級指導について、伺いたいと思います。特別支援教育を受けている生徒は、平成17年対比平成28年5月現在で、特別支援学校は1.3倍にものぼる。特別支援学級と通級指導は2.3倍にものぼる。通常の生徒が減少し、こういった生徒が増加してくる中で、高校通級を設置するという事は、本当にありがたいことだと思っています。

高校通級の設置に関して、3点ほど確認をしたい点があります。1つ目は、就労支援についてです。通常学級の生徒が通級指導を受ける、あるいは特別支援学級の中学生が高校に進学するという事になりますと、相当、人数も増えてくると思います。その生徒たちが就職をする、あるいは進学をする時に、就労に関しては就労支援員が必要になる。先般、館林の高等特別支援学校を訪問させていただきました。その中で、やはり就労支援ということが、問題になっていました。特別支援学校は民間の方が受託をして、就職先の企業を見つけてくれるようです。そういった中で、先生が就職先を見つけるということになると、20社くらい回って1社に当たるのが精一杯であるところを、民間の方に受託してもらっているので、大変助かるということでした。しかしながら、細かくみていくと、生徒の性格や特長をよく分かった上で、どのような企業の、どのような仕事を斡旋していくのかということが大切であり、教員の関与は欠かせないと思います。したがって、今度、高校通級が始まりますので、先の問題ではありますが、そういった課題もあり、そういう教員の配置も必要になると思います。

2つ目は、発達障害の子どもは特別な能力を持っている。こういった子が将来、ノーベル賞を取るのではないかとということも言われています。適切な進路指導ができれば、どの学部、どの学科がよいかということもマッチングする。そのことで、子どもたちの能力が十分に発揮できるのではないかと思います。今度は、就労支援ではなくて、進路指導主事を配置し、その方がよく見ていて、子どもに合った学部に進学するという事もよいと思います。

3つ目は、参考資料の課題のところにもありますが、現時点では、6施設で平成30年から開設されるようですが、②において、高等学校における通級による指導の実施、希望者をすべて受入れられる仕組みづくり、と記載されています。特別支援学級や通級指導の生徒が高校通級に通うということになりますと、果たして6施設で足りるのか、御家族の負担を考えると、今後は状況によっては、6施設からさらに増やしてくる必要性もあるのではないかと考えています。

(特別支援教育課長)

1、2点目の就労支援と進路指導の関係、3点目の委員からもまだ先の話だがということでしたが、高校通級の利用者が増えてくると、この問題についても、当初から想定して考えていかななくてはいけないと思っています。そういう課題があるということ踏まえながら、当面は就労支援についても、進路指導についても、進路指導主事等を中心にやっていきますので、まず、高校教育課と連携をしながら、細かく丁寧に支援しながら、通級指導を利用する生徒が多くなっていった時に、それをどうするのかということについては、課題を想定しながら、対応していきたいと考えています。

3点目の利用者が増えた時の対応についてですが、群馬県の進め方はサテライト方式で、教師も出向いて、生徒も出向いてという形でやります。これは他県にはないやり方で、進めさせていただいています。他県では、モデル校ということで、手

を挙げた1、2校が進めるというやり方ですが、3、4校目のモデル校を増やしていくことがなかなか難しいと考えています。サテライト方式であれば、利用者が増える場合、県有施設を活用して、7カ所、8カ所と増やしていくことが可能です。したがって、来年度、しっかりと推移をみまして、平成31年度は何カ所にするかという施策に活かしていきたいと考えています。

(藤原委員)

他県にないようなサテライト方式では、柔軟に増設できるということで、是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(大澤知事)

来年から6カ所の開設ですか。

(特別支援教育課長)

はい。既に6カ所の場所も確保しています。各学校に希望を聞いて、通級に通いたいという生徒がいたら、6カ所のうち近いところに行きます。

(大澤知事)

その場所は。

(特別支援教育課長)

教育委員会で進めていく上で、一番進めやすいのが、5つの教育事務所です。教育事務所が入っている合同庁舎を管理している行政県税事務所に行き、場所の確保と了解を得ています。それと総合教育センターを加えた6カ所です。

(大澤知事)

今の中学3年生の人数を把握していれば、高校通級の需要も分かるのではないですか。

(特別支援教育課長)

先ほど説明させていただきましたとおり、小学校の利用者2,633人が、中学校に行くと141人になります。高校に進学した時に、部活動の問題などもあり、どれだけの生徒が利用するかという確定値を出すのは難しいので、想定値を使って、来年度の配置を考えています。

(大澤知事)

私は、発達障害の子どもたちに対して、通級指導による教育で、しっかりやってくれていると思っています。この間、桐生特別支援学校を視察した際に、桐生市の通級指導の様子を見る機会があり、素晴らしい形でやってくれているなど感じましたが、通級者が小学校から中学校で激減するという事は、やはり、親に理由があるのですか。

(特別支援教育課長)

小学校の親は2,000人以上通級に通わせていますから、中学校になっても、保護者の考え方が変わるということではないと思ひます。中学校に通級がなくて、他の学校に行かなくてははいけないとかが理由と思ひれます。そうすれば、他の学校の通

級指導の開始時間に合わせて行くために、その前の時限の、例えば国語の授業を欠くこととなってしまう、次にその国語の授業が分からなくなってしまうなどの理由もあるのではないかと思います。また、小学校から中学校に進学した時に、症状がそれほど目立たなくなっていて、中学校では改善されて、利用しなくなるということも考えられます。

(大澤知事)

通級学級で非常に成果があって、藤原委員も言っていましたが、それぞれの子どもの特色を活かせば、素晴らしい人生を送れる可能性も高いと思います。しかし、中学や高校に進学する段階で、通いづらいつかそういう問題だけで、通級指導に通えないということであれば、県としても、真剣に考えなければいけないと思っています。

小学校の通級は、全部学校の中にあるのですか。

(特別支援教育課長)

先ほど説明しましたが、通級がない地域もあります。県内の全校にあるというシステムではありません。

(大澤知事)

よって、週に1回とか他校に通っているという形もあるということですか。

(特別支援教育課長)

はい。あります。

(大澤知事)

他に御意見はありますか。

(平田委員)

課題Ⅲの学齢期以降のところについて、意見をさせていただきます。

この中で、知事や藤原委員のお話のとおり、非常に能力があって、例えば、アメリカでは、その能力を高く買って、特別なチームを組む、そのような流れがあるけれども、日本では空気を読んで動くということが、他の国に比べてもさらに要求されるが故に、なかなか就業できない実態があるということを聞いています。

それで、資料1の課題Ⅲにある産業経済部労働政策課と教育委員会、学校だけでなく、やはり産業界との連携が必要なのではないかと思います。つい発達障害というと、マイナスの面ばかり捉えられてしましますが、先ほどの説明のとおり、むしろ優れた面がある。しかしながら、それは知られていないところもいっぱいあると思うので、産業界の皆様にも、県から発信していただいたり、参考資料の課題の③に、自閉症等特別支援学級における指導・支援の充実とあって、発達障害の教育内容に係る研修の実施や教育課程の研究開発というのがありますが、どういう指導をしていくと将来の就業に結び付きやすいのかということ、開発についても、学校や教育委員会だけでなく、産業界の方と一緒に作っていくということも必要だと思います。

本人も保護者も担当する教員も不安の中でやっていくわけですがけれども、就業ができるようになると、生徒たちの能力がきちんと活かせるという道が見えていけば、自信も持てるし、自己肯定感にも繋がっていく。課題Ⅰの早期発見というところも、

発達障害になったら、もう大変と思うと、なかなか早期発見には結び付かないし、早期支援にも結び付かないと思います。したがって、是非、教育委員会だけでなく、労働政策課と一緒に、産業界との共同による支援の形ができていけばよいと考えます。

(特別支援教育課長)

御意見を伺うとその通りだと思います。関係課とは連携していますが、より連携を深めていきたいと考えています。また、発達障害に関わる教育課程の研究開発については、高等部段階では、社会に出て行くことを見据えた中で、関係課と連携できればと考えています。

(労働政策課長)

資料にすべては記載していませんが、産業界への働きかけは行っています。例えば、毎年1回、知事を招いて、トップセミナーという形で、企業のトップクラスの方をお呼びして、障害者や障害者雇用に関する理解を深めるというようなことをやっています。必ずしも発達障害に特化したものではありませんが、そういった中で、様々な障害の特性であるとか、それに応じた活躍ができるということを伝えていければと考えています。

(平田委員)

15人に1人が発達障害ということも聞きますが、就業において、例えば、自閉症スペクトラムというふうになると、難しくなってくる現状があると思います。是非、素晴らしさとか、特性であったり、あるいは指示の仕方について、学校側で作っているノウハウの共有も含めて、進めていただけるとありがたいと思います。

(大澤知事)

群馬県としても特別支援学校を各地域に作りましたが、それも母親の声で作ってくれという要望が強くあったわけですね。やはり、障害があるということをお母さん方がいち早く気付いて、早く対応して、見合った教育をしていく。それが就労にも繋がっていくし、大事なことだと思っています。もっと県民をあげて、特別支援教育というものへの理解が深まっていくことが大事だと思っています。しっかりと取り組んで参りたいと思っています。

それでは、次のテーマに進みたいと思います。

(2) 「豊かな人間性の育成について(道徳教育やいじめ防止に関する教育)」

(大澤知事)

豊かな人間性の育成について、義務教育課と学事法制課から説明をお願いします。

(義務教育課長)

本県も人口減少社会を迎える中、これからの群馬を担う子どもたちには、郷土群馬を知り、地域社会の一員として、自ら感じ考え行動する力を育み、自他の良さを認め、想い支え合い、高め合う力など、自立と共生の面から、豊かな人間性を育てることが大きな課題と考えています。

全国学力・学習状況調査における児童生徒への質問紙調査の結果によれば、自分

には良いところがある、人が困っている時は進んで助けていく、いじめはどんな理由があってもいけないことだ、今住んでいる地域の歴史や自然に関心がある、などの設問に対する肯定的な回答は調査の始まった平成19年度に比べて、全体的に向上してきていると思います。

主な取組の一つが道徳教育の充実ですが、施策の方向性として、一つは道徳の授業を、子どもたちが本音で話し合う、考え、議論する道徳へと転換していくこと。もう一つは群馬の優れた自然や文化を活用し、群馬の特色を活かした道徳教育を推進していくことです。

そのための具体策として、全校を対象とした道徳教育研究協議会を開催し、考え議論する道徳への転換について、周知徹底を図るとともに、指定校の取組の成果を公開授業等を通して、県内の学校に広く発信しています。

また、郷土の偉人や自然、伝統文化など18の題材を取り上げ、本県で作成いたしました道徳郷土資料集「ぐんまの道徳」の活用を積極的に図っています。

さらに、尾瀬学校や群馬交響楽団による音楽教室など県独自の豊かな体験活動を活かして、道徳教育を充実するよう働きかけているところです。

もう一つの取組のいじめの防止についてですが、基本的には、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」及び「群馬県いじめ防止基本方針」に則り、対策や取組を図っています。対策の方向性とする、大きく2点あります。1点目は、いじめを積極的に認知して、指導していくということです。些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から指導していくことで、重大ないじめに発展していくことを防げると考えています。2点目は、いじめはどの子どもにも起こり得ることを踏まえて、全ての児童生徒を対象にした未然防止の取組を行っていくということです。平成25年度から児童生徒による自主的ないじめ防止活動を支援していきまして、県内の国公私立の全ての小中高、特別支援学校で取り組んでいます。

次に具体的な施策ですが、各学校におけるいじめの有無について、アンケートや個別面談の実施、心理や福祉の専門家の配置により、児童生徒や保護者が相談しやすい環境作りに取り組んでいるところです。また、児童生徒が主体となった、自主的ないじめ防止活動については、いじめ防止フォーラムを中心に、年間を通して取り組んでいます。取組も5年目を迎え、多くの学校で児童生徒が、いじめの問題を自分のこととして、取り組めるよう、工夫しいじめ防止活動が行われていると認識しています。

さらに私立学校の事案にも、迅速かつ適切に対応できるよう、教育委員会と学事法制課との連携体制の整備を図っています。

この後の方向性としましては、児童生徒のいじめ防止活動の一層の充実、全教員の人権意識の高揚、豊かな体験活動を通じた児童生徒一人一人の自己肯定感の醸成に努めていきたいと考えています。

(学事法制課長)

続きまして、学事法制課から私立学校のいじめの重大事態に関わる教育委員会との連携について、説明をさせていただきます。

先ほど説明がありました公立学校と同様、各私立学校におきましても、いじめ防止の取組等は行っているところですが、相当期間学校を欠席するような重大事態の対応に当たっては、学校現場において、事態への対応について苦慮する場合も起こり得ると考えられます。公立学校では、学校現場での経験や専門知識を有する指導主事が、指導助言を行うなど、学校現場と連携して、いじめの重大事態に対処して

いますが、私立学校については、所管する学事法制課は経験や専門的知識が乏しいということで、保護者や学校等から相談があった場合に、十分な対応が困難ということもあります。

そのため、教育委員会と協議を重ねまして、いじめ重大事態に対する私立学校の対応を、私立学校所管課として、迅速かつ適切に支援できるよう、今年10月に教育委員会との連携体制を整備させていただきました。

具体的には、学校現場での知識や経験を有する教育委員会の指導主事が、学事法制課職員として、直接支援が行えるよう義務教育課と高校教育課の生徒指導係の指導主事に、学事法制課への兼務発令を行ったところです。また、いじめ防止対策におきます私立学校教員のスキルアップに資するよう、要望に応じまして、学校等のいじめ防止研修に、指導主事を派遣するほか、教育委員会が主催する研修会に私立学校教員が参加できる体制を拡充するなど支援体制を整備したところです。私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等におきまして、私立学校に対して適切に支援を行えるよう、教育委員会と連携して対応していきたいと考えています。

(大澤知事)

ただいま説明がありましたが、この議題について、御意見を伺いたいと思います。

(青木委員)

保護者からの話としてお聞きしたいのですが、「①道徳教育の充実」のところで、これから道徳教育が始まっていくということですが、まだ何の情報も知られていない。保護者はどんなことをやるのか、あまりよく分かっていない。教科化のところで、検定教科書があったりとか、記述による評価の導入があったりするもので、少し不安に思っています。道徳に検定があるのかとか、記述による評価が先生によっても評価方法が変わってしまうのではないかというところが、保護者は不安なのではないかと思っています。そういうことから、保護者への情報提供を行っていただいてもよいのかなと思っています。「②いじめ防止の取組」について、いじめ防止の取組については、かなり周知がされていると思います。先生方にも保護者に対しても、子どもたちも、いじめ防止フォーラムを通じて、学校でもやっているということで、防止についてはよいと思いますが、これからは防止だけでなく、いじめに打ち克つ力であったり、いじめはやってはいけないんだという気持ち自体を作る力を、せっかくいじめ防止フォーラムとかがあるので、そこに取り入れていき、先のことを考えていただきたいと思います。

(義務教育課長)

今、御指摘をいただきました道徳の教科化について、保護者の方に今ひとつ伝わっていないということですが、しっかりと受け止めまして、この後、教育委員会としましては、広報誌の「教育ぐんま」等の中で、学習指導要領の道徳や英語といった特に変わっていくところを中心に、説明させていただこうと思っています。

今、先生方には、研究協議会等の中で周知をしているところですので、学校からはそれぞれの学校だよりなどで説明があるのではないかと考えています。

また、教科書につきましては、8者の教科書が、国語や算数のように、文部科学省の検定が済んでいます。その8者の教科書を、きちんとした形で調査をして、それぞれの地区で来年度に使用する教科書が採択されている状況です。採択の結果については、県のホームページでも確認いただけますので、自分の学校がどの教科書を使用するのかが分かります。

それから、評価についても御心配はもっともだと思います。道徳の評価は、その子に思いやりの気持ちがどのくらい育っているのかといったものを評価するものではありません。見方や考え方について議論する道徳の中で、広く考え方が変わっていったとか、さらに今までは自分のことしか見えていなかったことが、広く友達とか周りにも目を向けながら考えられるようになったとか、そういうその子自身が伸びている部分を評価するものです。

また、いじめに打ち克つ力や、いじめはやっていけないということを強く持つ力については、いじめ防止フォーラムも5年経ちましたので、一層充実させていく中で、そういったこともテーマにしながら、各地区で実施していけるとよいと考えています。

(藤原委員)

道徳が教科化された後の道徳教育のあり方について、先ほど、義務教育課長から説明がありましたので、心配はないのかと思っていますが、若干危惧しているところがありますので、お話いたします。

宮城県で中学校の教頭をされていた方に、本県の現在の道徳教育のあり方について、大変お褒めをいただきました。宮城県では、御存じのとおり、自殺事件がありました。前々年もありました。その方はうちの大学の教員になった方ですが、その方は教職を担当していることから、群馬の学校に出向いたそうです。そこで、道徳の教え方を肌で体感したそうです。群馬にもいじめはありますが、自殺をするような決定的なものには至っていない。ところが宮城県では、この5年で2人が亡くなっているという状況です。そのことを、その方が個人的な解釈をしてみると、道徳教育に原因があるのではないか。何が問題かということ、道徳教育で宮城県は何をしているかと言うと、これは全国的な話に飛びますが、高校の必修科目の未履修という事案がありました。その問題が全国的に広がってきて、宮城県では2007年にそれがマスコミに相当叩かれた。それが県全体でトラウマになって、小学校に至るまで、未履修というものが絶対にあってはならない。したがって、道徳についても、教科書のページをこなしていく、こなさない、それが未履修につながっていく、というようなことが言われている。したがって、道徳はしっかりやりますが、あくまで座学の道徳が中心になっていく。翻って本県をみると、この道徳と特別活動、この特別活動で一番端的なものは、儀式的な入学式や卒業式もありますが、それに比べて音楽祭だとか、文化祭だとか、あるいは体育祭など、そういった活動と道徳をうまく組み合わせる。この特別活動というのは、仲間を認め合うだとか、自分の立ち位置をどうするかとか、そういう他者と共有し合うということ、自然と体で覚えてくる。そういう活動が、道徳活動の中で、うまく取り入れられている。「そういったものを群馬に来て、肌で感じました」と言っていました。そこは褒めていただきました。

しかしながら、今度教科化されますと、ここがどのように変わるのかと。文科省は、問題解決や体験型学習を取り入れて、考えて議論するというようなことを言っています。新聞記事で群馬県のある先生がいじめ防止の関係で取材を受けているのを見ました。これは中学校の生徒が、小学校の3年4年5年6年とか、そういう集団の中でいじめ防止を行う。新聞記事を少し読んでみると、「単に中学生が前に立って、いじめをなくそうと講演するより効果がある」とある。この学校は何をしているかと言うと、そういう小学校の児童を集めた時に、単にいじめ防止だよと言うだけでなく、レクリエーションを通じて、心を和ませて、緊張感をほぐして、お互いの仲間意識を醸成して、そういう活動をしていく。そのことがいじめ防止に繋が

っていく。そうするとまさに、宮城県から来た教員がおっしゃるように、単に本を読んで、理解をさせてというだけでなく、これまで群馬でやっていたような特別活動とリンクするような、柔軟に道德教育をしなければならない。そういったことが、今後、道德教育が今回のテーマのような、①と②がうまくリンクできるのかなと思っています。その中で、義務教育課長から説明がありましたように、群馬の特色を生かした道德教育の推進というのが、①の施策の方向性の2つにこういうことがありましたので、今後教科化になっても、続けていただければと考えています。

(大澤知事)

他にありますか。

今、藤原委員が言われましたけれども、私はやっぱり今言ったような特別授業とか、みんなで団体活動をした中で、いろんな体験をした中で、道德教育というのが、並列的に出てくるのではないかと思います。ただ教科書を読んで、言葉で書いてあることだけを読んでも、実感として受け止めることができるだろうかと思います。例えば、運動会において、子どもたちが主体性を持ってやる、いろいろな取組や役をやって、汗をかいてやっていく。そういうことで連帯感ができたり、助け合いができていきますが、そういう点で、今、学校が、すべてにおいて、準備しすぎているのではないかと思うこともあります。

昔は、各家庭の中で子どもがたくさんいたり、テレビもないし、何もないから、自然の中で仲間と遊び、遊ぶ物まで工夫して作るとか、いろんな知恵を絞って遊んだ。そういった中で、いろいろなものが育ってきたような気がします。今は、家に帰ればテレビも何もかもあって、勉強をなささいと言われて、学校に行ってもまた勉強、という中で、こういう道德教育は難しいなと思います。

みんなで連帯感を持って何かをやりながら、道德というものを、そして、いじめ防止を、言葉や教科書ではなくて、体験から育んでいくのがよいと思います。

私が自分の過去からみると、大学に4年間行きましたが、大学の4年間の友達は、非常に関係が薄いんですね。それに比べて、自衛隊の仲間というのは、24時間を一緒に、朝飯から寝食を共にするので、同じ苦勞をして、ものすごい連帯感がでる。そういった中で、お互いの助け合いがあったりします。そうすると、辞めて、もう50年も経っても、今でも仲良く付き合っています。そういうのは、やはり一緒に、スクラム組んで何かをやったからだと感じています。だから、教科書で教えるのも大事ですが、体験的な活動の中で、何か目標に向かって全員で仕上げるようなことで、いじめ防止などの気持ちも育むことができると思います。これは、例えば、文化祭なんかでもよいと思います。運動会でもよいと思います。それを生徒たちが自ら企画して、ディスカッションして作りあげていく。そういうことを、もっとさせればよいのではないかと思います。何でもお膳立てして、保護者もよく学校に行っているようですが、いいじゃないですか、別に下手でも。子どもたちが汗をかいて作った作品とか行事とか、もっとみんなで褒めてあげたらよいのではないのでしょうか。

(笠原教育長)

いじめの話がありましたが、今回の事件を踏まえ、子どもたちには、命の大切さというものを、広い意味での道德教育を通じて、子どもたちに改めて考えて欲しいと思っています。子どもたち同士の付き合い方が、昔と違って、友達にきついことを言ったり、違うことをやると、はじかれてしまうのではないかと考えている子どももいるかもしれません。本当に困った時に、何でも言い合える友達付き合いとい

うのが、どの子でもできているのかどうかというのは、改めて考えなくてはいいと思います。

本当にそういうことがあれば、SNSとかの形にいくのではなくて、顔を見ながら、言葉は厳しいけどハートが一番熱いのは、自分の近くにいる友達だったり、自分に厳しいことを言いながら、陰でしっかり支えてくれる、そういった友達付き合いや人間関係ができるようになるとういと思います。それは、いろいろな活動の中で、道徳の中だけではないと思います。いろいろな体験をしながら、共同して何かをやる、困った時に助け合う、そういう体験をしっかりと子どもたち同士が実体験として、いろいろなことを重ねながら、困った時に、親にも先生にも言えないことでも、親しい友達には相談できる、アドバイスしてもらえ、そういう気持ちを持つことや関係を築くことが豊かな人間性の一つであり、しっかりと考えながら取り組んでいきたいと思っています。

(大澤知事)

そういうふうに、子どもたちが積極的に何かに取り組んでいて、あとは何かあったときに相談に行ける受け皿があるとよいと思います。そういうものがしっかりとできてくれば、もっと子どもたちも自立性を持つことができると思います。今、子どもたちが踏み出さないというか、うまく生きようみたいな、そういうのが多いのかなと感じます。失敗してもいいじゃないか、っていうくらいに失敗を恐れなくなっていてほしい。失敗して先生に叱られても、それがまた反省になって、成長していけばよいと思います。常に100点満点の子どもを理想とした教育は、なかなか先生方も大変だと思います。

教育委員の皆さんに、いろいろ議論を重ねていただき、取り組んでいきたいと思っています。

(小池委員)

今の知事と教育長の話で尽くされている部分もありますが、日本の教育で一番欠けているのは、失敗を認めないこと。子どもの時だから失敗は許される。許される時にたくさん失敗して、それを距離をおいて、見守ってあげるような教育というのが、一番ゆとりがある教育だと思っています。やっぱり、失敗を削るようなことばかり考えた教育の施策というのは、後になってもっと大きなものを失ってしまうような気がします。それは時代が違うからというだけで、片づけられる問題ではないと思いますので、私たちもこれから先、そういう議論をしていきたいと思っています。

(大澤知事)

時間の都合もありますので、次のテーマに移らせていただきたいと思います。

(3) 「確かな学力の育成について（学力向上に関する施策）」

(大澤知事)

確かな学力の育成について、義務教育課から説明をお願いします。

(義務教育課長)

情報化やグローバル化が急速に進む、予測が困難な時代となっている中、様々な

困難や目の前の課題を解決できる知識や技能を活用し、課題解決を図る力の育成や、その力を育成するための各学校における組織的・継続的な学力向上対策の推進、新学習指導要領で示された主体的・対話的で深い学びの実現、グローバル化を踏まえた英語教育の充実ということが、大きな課題となっています。

本年度の全国学力・学習状況調査では、小学校は概ね全国と同程度、中学校は概ね全国を上回るという結果でした。この傾向は調査が始まった平成19年度から、同様の傾向であり、本県の子どもたちは、中学校で学力が伸びていて、義務教育の9年間を通して、必要な資質・能力を身に付けていると考えています。

また、中学校3年生で、英検3級相当以上の力を持つ生徒が50%以上になるよう、第2期群馬県教育振興基本計画の指標としても、取り組んでいます。昨年度の調査では39.8%という結果でした。このような中、県教育委員会では、確かな学力の一層の向上に向けた取組の一つとして、①指導体制の工夫改善、②指導資料の活用、③教育課程の改善充実を主な取組として、各施策を実施しているところです。

①の指導体制の工夫改善としては、具体的には少人数学級によるきめ細かな指導の推進、小学校における教科担当制の推進、小中学校兼務教員の配置の推進、学力向上委員会の設置及び学力向上のための特配教員の活用等を推進しているところです。

②の指導資料の活用としては、全ての教員の指導力の向上を目指して作成し配付をしました「はばたく群馬の指導プラン」及び「実践の手引き」を各学校において、日々の授業づくり、あるいは校内研修等で活用するように促しているところです。なお、この指導プランについては、3月に学習指導要領が改訂されましたので、それに合わせて内容を見直して改訂版を作成しているところです。

③の教育課程の改善充実につきましては、今年度から新学習指導要領の説明会を実施したり、全国学力・学習状況調査の結果についての説明会を新たに実施したりしました。さらに平成26年度からは、英語教育強化地域拠点事業を実施しまして、指定校による公開授業等を通して、全県に成果を普及しているところです。今年度はそれに加えて、県内の地域に英語教育アドバイザー教員を配置して、全県の小学校における英語教育の充実を支援しているところです。

引き続き、指導体制の工夫や改善、全ての教員による指導プランに基づく授業実践、小中連携したコミュニケーション力を高めるための英語授業への転換等を計画的に実施し、本県の全ての児童生徒に確かな学力を確実に育成できるように取り組んでいきたいと考えています。

(大澤知事)

今の説明について、御意見をお願いいたします。

(小池委員)

今、いろいろと説明をいただきましたが、私たちとしては、一番危惧していることがあります。この一年、秋田県に視察に行かせていただいたり、西部教育事務所に伺い、実際にどういう仕事をされているか見せていただいている中で、前から気になっていたことですが、特に義務教育は、市町村立であって、市町村ごとの教育委員会がそれなりの権限を持って実施されています。ただ、現実には、群馬県の中にも大きな中核市が2つあり、逆に人口減少の町村では、小学校と中学校が1つしかないような非常に小規模な場所もあります。一番気になったのは、例えば、今度のように新学習指導要領で、英語教育が新しく小学校に入ってくるようになった時に、それが行政規模の違いにより、教育環境に随分違いが出てしまっている。それ

を果たして群馬県全体として、県教委は教育の質保証という意味で、どういうふう
に改善していかなくてはいけないのだろうか。義務教育は何かあると、市町村立
だからという逃げの部分もあったかと思いますが、そういうことではなかなかもう
立ち行かない。これは人口減少が一番大きい理由かもしれませんが、行政にとらわ
れているだけでは、学力向上という問題は構造的な改革ができないような気がしま
す。

もう一つは、全国学力・学習状況調査で、小学校はいつでもあまりよくないです
が、項目をみると、小学校の算数の四則混合計算が、一番基礎基本だと思いま
すが、はっきり言って、全国で最低レベルがずっと続いています。これは事務局の
方も承知していると思いますが、これは何もそこだけ直せばよいというものではあ
りません。秋田県に視察に行った時に、この学力・学習状況調査の集計システムと
いうものを構築されていました。それは年度末になって、成績を集計して対策を考
えるのではなくて、それぞれの子どもたち、あるいは先生が自己採点した段階で、
なるべく早くそのシステムに数値を入れて、どこが問題なのか、なるべくリアルタ
イムで問題点を把握して、市町村に任せるだけでなく、県の教育委員会が、それ
に対する対応を、そのシステムを使って、素早く対応していく。秋田県の成績がいつ
もトップというのは、そのあたりの関係が大きいのかなと思っています。よく少人
数学級だったらよいと言われていますが、秋田県は20人の学級規模で非常にうまく
やっていますけれども、大きなクラスというのは、それなりのメリットもあります。
例えば、社会性を身に付けるという意味では、クラスの人数が多いことは、決して
悪いことばかりではありません。反対に少人数になりすぎた人口減少の激しいよう
な地域の学校では、社会性を育てる意味では、あまりに規模が小さくなり過ぎてし
まっている。あるいは学校の規模が小さいから、先生の人数も限られていて、新し
い問題に対して、なかなか的確な対応がしにくいところもあります。何とかその辺
について、群馬県に住んでいたら、高崎市に住んでいようが、上野村に住んでいよ
うが、どこにいようが、やはり教育の機会均等や、子どもたちへの教育の質を保証
できるようなシステムで、なるべくリアルタイムでできるようなシステムを考えて
おく必要があるのではないかと思います。群馬では、「はばたく群馬の指導プラン」
のようによいものを作っていますが、紙媒体で作って、何年かはそれを使うわ
けですね。ただ、それには、現場から上がってくるものがどこまで集約されてい
るのであろうか、あるいは、それを使ったものがどういう結果を生んでいるのであ
ろうか、それを確認する、あるいは検証するシステムが少し欠けているような気が
します。

今時、紙媒体も大事ですが、もっと情報の効率化というか、リアルタイムで考え
れば、ネット環境などをうまく使って、たとえ小さな規模の学校の先生であっても、
自分がその気になれば、ネット環境を使って、いろいろな情報を手に入れて、授業
改善などに工夫できるようなことを考えていただきたい。市町村の行政の枠を超え
るといのは、なかなか難しいと思いますが、群馬県全体を考えると、ただ市町村
に物を言うだけでなく、県全体として、スタンダードを作れるような工夫を考え
てみたらいかかかなと思っています。

秋田県でそのシステムはどのくらいの費用が掛かりますかと聞いたら、初期投資
は何百万円か、毎年掛かる経費は50万円くらいということでした。必ずしも事務局
がこれに賛成するかはわかりませんが、どんどん変わっていく時代の中で、人の効
率化と言いますか、そういうことも踏まえて、教育の質を保証していく工夫が、そ
ろそろできてよいと思っています。

(大澤知事)

私も今の説明を聞いて、同じように思います。例えば、英検の3級。中学3年生で50%を目標としていますが、これが全ての地域で、この目標を達成できればよいけど、どこかの地域では65%から70%で達成していて、こちらの地域では20%くらいしかいっていない。しかし、県全体でみたら平均値は50%ということになると、県として立派に目標を達成したが、これはいかんだろうと思います。確かに、市町村教委と県教委の問題もあろうかと思いますが、やはり群馬県の子どもたちに等しく教育の場を設けていただくためには、目標値を掲げていても、その50%がどういう目標なのか、全部足して割って50%なのか。地域によって、非常に偏在性があるかもしれないし、そういうこともしっかりと捉えて、平均的に県内の教育水準が高まるようにしなくてはいけないと強く感じます。

(義務教育課長)

全くおっしゃるとおりで、私もそのように考えています。先ほど、全国学力・学習状況調査のことを申し上げましたが、国も昨年度から平均値を公表する時に、小数まで出さず、整数で出すようになりました。それは全体の平均として正答率を見るのではなく、個々の児童生徒に目を向けていきなさいという考え方から、そのような形になったと聞いています。

したがって、例えば、中学校において、県全体としては国の平均を上回っていますが、個々の学校をみると、平均を上回っていない学校があったりします。逆に、小学校ではいつも「算数の活用」は下回っているわけですが、個々の学校をみると、全国から10ポイント以上、上回っている学校もあるというのが実態であります。ですから、本当の意味で、子どもたちにきちんとした教育を提供して、子どもたちに学力を付けていくことを考えるには、一つ一つの学校を丁寧に見ていくことが、そして、その学校ごとの課題に対応していくことが大切であるということは、私たちも十分承知しています。是非、市町村教育委員会と一緒に、県全体の課題として、四則混合計算のこともそうですが、一歩踏み込んでやっていけたらよいと考えています。

(大澤知事)

はい。他に御意見ありますか。

(平田委員)

少し重なってしまう部分がありますが、地域差ということに関して、例えば、今度始める英語の5、6年生については、文科省は年間50時間から70時間の間と示しています。本県では、70時間を実施しているところもあれば、50時間でやろうとしているところもあると伺っています。これはやはり、各地域の特性を活かしてということも、もちろん大事ですが、授業時数というとても基本的で根本的なものについては、県教委の方で、指導力というか、やりましょうというように決めるような形でもよいのではないかと思います。

英語を例えば、小学校の時に年間50時間やった子が、70時間やった子に比べて、将来、ずっとできないとは思わないけれども、ただ、子どもの時に、中学に上がった時、自分はできないと思ってしまうと、それはずっと後まで引いてしまって、今後の将来の選択の幅を狭める可能性もあるので、例えば、この授業時数の話だったり、あるいは、最低ここまではやっていきましょう、というような基本的なものについては、もう少し、地域の独自性を認めつつ、県教委の方で、目安を示すという

ようなことをやってもよいのではないかと考えます。

(大澤知事)

文科省が時間の幅をくれるわけですね。それで全国の英語の成績だとか、算数の成績だとか、発表する訳ですね。時間は 50 時間から 70 時間の中で自由選択をさせながら、一方で成績を発表するのはおかしいと思いますよね。

(義務教育課長)

小学校は、平成 32 年度から、発表された学習指導要領の時数が、全面実施になるわけですが、全面実施になれば、小学校の 3、4 年生は年間 35 時間、5、6 年生は 70 時間と決められています。それに向かって、平成 30 年度と 31 年度が移行期間で、この 2 年間は急に 70 時間になると大変かもしれないので、50 時間を最低として、2 年間の移行措置要領が出されました。群馬県の実情を見てみると、拠点地域とかで、平成 26 年度から、新しい英語に向けて準備を進めてきていたので、半分くらいの学校が、来年度から 70 時間でやりますと 9 月の調査で回答しています。私たちとしては、やはりそうなるかと、先ほどおっしゃっていただいたように、5 年生の 1 年間で、50 時間と 70 時間だと 20 時間の差が出てしまい、2 年間だと 40 時間の差が出てしまうので、やはりそういうことをお話しています。たぶん他の学校がどうやっているのかということ、なかなか学校では分からないところもあると思いますので、先日の教育長が集まる協議会であるとか、小中学校校長会とか、そういったところで全県の実情を申し上げて、是非、子どもたちに、先ほどおっしゃっていただいたように、中学校に行った時に、苦手意識が出ないように、各学校でも考えていただきたいということ、今もお話しているところです。中学校については、授業時数は基本的には週 4 時間、年間 140 時間ということで、新しい学習指導要領になっても変わりません。

全国学力・学習状況調査は、平成 31 年度は英語が入って実施されます。中 3 が対象ですが、これについては、時数が変わっていませんので、時数の差の問題は関係なく調査できると考えています。

(笠原教育長)

今、英語の関係で議論されていますが、英語は市町村によってまちまちでありませぬ。例えば、1 年生から英語活動を始める市町村もあれば、全校に A L T (Assistant Language Teacher) を配置して、普段からネイティブとのやりとりをさせている市町村と、学習指導要領の移行措置の最低限を考えているところもあり、非常に格差というか環境の違いがあります。そのことについては、小学校で終わる話ではなく、中学校から高校、さらには大学入試まで関係してきます。したがって、地域によって、アンバランスになってはという危惧から、今年度から知事に E A T (English education Advisory Teacher) の予算をいただいて、地域格差をなるべく埋めて、全県的に小学校の英語を先生がしっかり指導して、子どもたちが学べるような取組を、県独自にさせていただいています。そうした取組を、今後はさらにすすめていく必要があると思います。

それぞれの市町村で、問題意識がなかなか見えてこなかった部分もあるのかなと思ひまして、一昨日の市町村の教育長が全員集まった会議で、今の市町村の学校の状況を出させていただきました。やはり、2 極分化している感じがありますので、改めて少ないところは、それでよいのか教育長と教育委員会に考えていただけるように、問題提起をしっかりとさせていただいたところです。またこの後、義務教育課

長と一緒にフォローはさせていただきたいと考えています。子どもたちが中学に進んだ時に、そこで差が付いてしまって、高校入試の段階で差が出てしまうというのでは、子どもたちにとってはあってはならないことだと思います。全県的に目を配らせていただきたいと考えています。

(大澤知事)

やっぱり、英語とか数学は継続的に小さい時から積み上げていかないと、中学に行って大きな差が出てしまう。数学は少人数学級で取り組んでいます。これからは英語も同じように取り組む必要があるかと思っています。特に英語なんかは中山間地域の子もたちと、都市部の子もたちでは環境が異なり、フォローするところが都市部だとあるわけです。例えば、英会話教室とかに行っている小学生も結構いますよね。そして、小学生のうちで英検3級を取ってしまう子もいますよね。中学校に入ると、かなりのばらつきがでるのではないかと考えていますが、せめて学校格差はないように教育はしてほしいと思っています。

小学校の3年生の時は低いけど、中学校で伸びるというのは、本当に学校だけで伸びているのかなと思っています。塾の受験勉強で伸びているのではないかと考えてしまうわけです。本当に学校教育だけで、しっかりと最低ベースを確保してほしいなと強く感じます。

できれば中学校よりも、小学生を底上げすることが、確かな学力を付ける上では、大事だなと思います。

(青木委員)

保護者は英語に関心を持っていますが、やはり情報が配信されていないということで、不安視している保護者が多いです。

それと知事がおっしゃったように、幼稚園生の時から、英語の塾に通っている子どもがすごく多いです。それで知識を得て、そのまま小学校に上がっていくと、知らない子とできている子の差が非常につきます。その時の学校の先生の対応について、保護者は悩んでいるところであって、子どももそこで悩んでしまうところがあるようなので、そういうところを注意していただきたいと思います。

(義務教育課長)

おっしゃるとおりでございまして、例えば、現状でも、ひらがなを習うのは1年生のはずですが、幼稚園の時にひらがなだけでなく漢字まで書いている子どももいて、小学校1年生の段階でばらつきがあります。学校は何も習っていない子どもを想定して、授業を進めていくことになると思います。したがって、学習指導要領上は、3年生から外国語が初めて入りますので、そこで初めて外国語に触れる児童を大前提にしながら、学習を進めていくことになると思いますが、そのような心配があるということは、様々な機会を通じて各学校に伝えていきたいと思っています。

(大澤知事)

今、いろいろなところで英語教育が盛んになって、学校の中でもすごく格差が広がっていると思っています。だから、本当に先生方は、子どもを標準的に教えていくというのは、非常に大変なことだと思います。同じクラスの中にも、英会話教室に通って早くから学習している子もいて、3年生くらいで3級、4級を取る子も出ている。本県の目標は、中学3年生で3級です。小学校でも取っている子がたくさんいて、青木委員がおっしゃったように、同じクラスでもものすごく開きがありま

すよね。数学でも開きはあるが、数学の授業中は静か。できる子は勝手にやっている。だけど、英語はいろんな意味で非常に目立つ。だから、これから英語教育はますます、盛んになってきて、保護者の方も熱が入ってくると思いますが、最低をベースにして、しっかりと階段を積み上げていく行程だけは示さないと、子どもたちも、何より先生方も大変だと思います。

しっかり、その辺を取り組んで、確かな学力の育成に努力していただきたいと思います。

他にございますか。特にないようでしたら、時間になりましたので、ここで本日の議事を終了させていただきます。皆様には議事の円滑な進行と活発な意見交換に御協力いただきまして、ありがとうございました。これを持って進行を事務局に戻します。

(司会)

長時間にわたり活発な意見交換をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして、平成29年度第1回群馬県総合教育会議を閉会とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。